

第3節 生命保険会社・損害保険会社による第三分野への相互参入 (資料10-3-1参照)

I 経緯

医療・傷害保険など、生命保険と損害保険の中間に位置付けられる第三分野への生・損保会社による相互参入については、日米保険協議の合意を踏まえ、平成13年1月より激変緩和措置を解除した。

これを受けて、同1月、子会社による相互参入を実施し、また、本体による相互参入についても、所要の契約者保護ルールの整備を行い、平成13年7月から実施することとした。

II ルール整備の概要

1. 保険第三分野への標準責任準備金制度の導入

保険会社の健全性維持の観点から、現在第一分野で導入されている標準責任準備金制度（監督当局が、保険会社の健全性維持の観点から必要と判断する責任準備金の水準を定める制度）を第三分野にも導入した。

2. 損害保険契約者保護機構による補償対象契約の拡大

損保会社において新たに販売される生保系第三分野商品を、損害保険契約者保護機構の補償対象契約に加えた。

3. その他契約者保護の観点から必要な項目について整備を行った。